



福岡医発第 903 号 (地)

平成 26 年 6 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

消費税率の引上げに伴う特定保健指導費用の請求支払に関する臨時的対応について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 25 年度の特定健診・特定保健指導委託契約において実施された特定保健指導について、平成 26 年 4 月 1 日以降に実施された場合については、原則として 8% の税率が適用される旨、平成 26 年 5 月 26 日付け福岡医発第 602 号 (地) においてご連絡していたところです。

今般、福岡県国民健康保険団体連合会より、別紙 1 のとおり特定保健指導費用の支払いに関する取扱いが示されましたのでご連絡申し上げます。

これは、平成 25 年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導のうち、平成 26 年 4 月 1 日以降に実施した特定保健指導の費用請求 (8%) については、一旦消費税 5% を適用した保健指導費用を支払い、その後に差額の 3% (消費税分) を別途支払うというものです。

また、今回の消費税率の引き上げに伴い、平成 25 年度契約の変更手続きのため、別紙 2～5 のとおりそれぞれ特定保健指導委託元保険者と覚書を締結しましたのでご報告申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂きますとともに、特定保健指導実施医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、社会保険診療報酬支払基金福岡支部については、8% の税率を適用した保健指導費用が一括で医療機関に支払われることとなっておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

福岡保連第 1031 号の 2
平成 26 年 5 月 13 日

福岡県医師会 会長
福岡県都市医師会 会長
関係保健指導機関の長 } 様

福岡県国民健康保険団体連合会
理 事 長 井 上 保 廣
(公 印 省 略)

消費税率引上げに伴う特定保健指導費用の請求支払に関する臨時的対応について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省からの「消費税率の引き上げ等に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用における消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成 26 年 2 月 6 日付保総発 0206 第 1 号)の通知、平成 26 年 3 月 7 日付厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室からの「消費税率の引き上げ等に伴う特定健康診査及び特定保健指導の費用の取扱いに関する Q&A について」の事務連絡及び平成 26 年 4 月 22 日付同室事務連絡による同 Q&A の改訂版により、平成 25 年度の契約に基づく特定保健指導のうち、平成 26 年 4 月 1 日以降に実施した特定保健指導の費用については、消費税率 8% が適用されることとなり、その取扱いが示されたところです。

つきましては、本会における請求支払事務について、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、この臨時的対応は、平成 25 年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を平成 26 年度に実施した場合の費用を対象としたものであり、平成 26 年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導については、通常どおり消費税 8% を適用した特定保健指導費用で請求支払を行いますことを申し添えます。

記

1. 臨時的対応について

平成 25 年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導のうち、平成 26 年 4 月 1 日以降に実施した特定保健指導の費用請求(8%)については、一旦消費税 5% を適用した保健指導費用を支払い、その後に差額の 3% (消費税分) を支払います。

なお、差額 3% (消費税分) の支払い時期は下表のとおりとなります。

支払処理分	支払月(末日一括払い)
平成 26 年 4 月～7 月処理分	平成 26 年 10 月
平成 26 年 8 月～9 月処理分	平成 26 年 12 月
平成 26 年 10 月～12 月処理分	平成 27 年 3 月
平成 27 年 1 月～3 月処理分	平成 27 年 6 月

2. 平成 25 年度契約の変更契約(覚書等)の締結について

消費税の引上げに伴い、平成 25 年度契約の変更手続きが必要となりますので、変更契約(覚書等)を締結していない場合は、早急に契約相手方と覚書等(消費税引き上げ後の単価)の締結をお願いします。

3. 請求に関する留意事項

保健指導実施機関は、この臨時的対応に伴う請求については、5%適用の契約単価で国保連合会に請求して下さい。差額 3%(消費税分)の支払いについては、本会の支払いデータ(5%適用)を基に再計算を行い後日支払うため、差額 3%(消費税分)を改めて請求する必要はありませんので、ご注意ください。

4. 添付資料

- ・ 消費税率引上げに伴う特定保健指導費用の請求支払に関する臨時的対応について(健診機関等用)
- ・ 覚書(例)
- ・ 差額 3%(消費税分)の支払額通知書(※代行分の支払額通知書を流用します)

《問合せ先》

福岡県国民健康保険団体連合会
事業部事業振興課事業振興係
(担当:竹野、松岡)

TEL 092-642-7809

消費税率引上げに伴う特定保健指導費用の請求支払に関する臨時的対応について（健診機関等用）

平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導のうち、平成26年4月1日以降に実施した特定保健指導の費用請求については、税率8%が適用されることとなりますが、現行の特定健診等データ管理システム（全国標準システム）では、年度途中の契約金額（税率）を変更することを想定していないため、臨時的対応として一旦消費税5%を適用した保健指導費用を支払った後、差額の3%（消費税分）を支払う方法で対応させていただきます。

なお、本件の費用決済処理については、実施機関等と保険者間で締結されている契約内容で以下の（A）、（B）のとおり取扱いが異なりますので、実施機関等におかれましては、契約内容をご確認のうえ、国保連合会に請求いただきますようお願いいたします。

なお、各保険者（連合会に費用決済委託）の取扱いは、次頁の「各保険者の契約状況」のとおりとなっておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

（A）特定健康診査を実施した日の属する年度の契約を適用する場合（例2、3が臨時対応となります）

	平成25年度（平成26年3月以前）	平成26年度（平成26年4月以降）	請求支払処理方法
（例1）	初回指導 → 実績評価		消費税5%を適用して請求して下さい。
（例2） 臨時対応	初回指導	実績評価 （臨時対応）	消費税5%を適用して請求して下さい。 （後日、消費税3%差額分を支払）
（例3） 臨時対応		初回指導 （臨時対応） → 実績評価 （臨時対応）	消費税5%を適用して請求して下さい。 （後日、消費税3%差額分を支払）

（B）特定保健指導初回を実施した日の属する年度の契約を適用する場合（例2が臨時対応となります）

	平成25年度（平成26年3月以前）	平成26年度（平成26年4月以降）	請求支払処理方法
（例1）	初回指導 → 実績評価		消費税5%を適用して請求して下さい。
（例2） 臨時対応	初回指導	実績評価 （臨時対応）	消費税5%を適用して請求して下さい。 （後日、消費税3%差額分を支払）
（例3）		初回指導 → 実績評価	消費税8%を適用して請求して下さい。 <u>※5%で請求した場合は、そのまま決定されるため、必ず8%で請求して下さい。</u>

○各保険者の契約状況

	契約内容	
	(A) 特定健康診査を実施した日の属する年度の契約を適用	(B) 特定保健指導初回を実施した日の属する年度の契約を適用
対 象 保 険 者	00400044：久留米市 00400051：直方市 00400077：田川市 00400176：小郡市 00400556：篠栗町 00400572：須恵町 00400580：新宮町 00400671：芦屋町 00400689：水巻町 00400697：岡垣町 00400705：遠賀町 00400960：大刀洗町 00400986：大木町 00401125：添田町 00401158：川崎町 00401182：大任町 00401331：福智町 00403022：歯科医師国保組合 00403030：医師国保組合 00403048：薬剤師国保組合	00400218：宗像市

[参考資料]

1. 消費税引き上げに伴う特定保健指導費用に関する契約について

(抜粋資料)

「平成 26 年 3 月 7 日付厚生労働省総務課医療費適正化対策推進室事務連絡」より

消費税率引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q&A (平成 26 年 3 月 7 日版)

(P9)

2-6 今般の消費税率引き上げに伴い、平成 25 年度委託契約書の見直しを行う必要があるか。
(設問「1-1～4」のケース)

(A)

平成 25 年度契約単価に消費税率 8%が適用された額を用いた請求・支払が生じることから、この取扱いに関する合意文書(覚書等)の締結等が伴うものと考えられる。

※補足説明(設問「1-1～4」のケース)

動機づけ支援及び積極的支援それぞれで初回と 2 回目が平成 25 年度と平成 26 年度をまたいだケースと平成 26 年度以降になったケース。

2. 消費税引き上げに伴う特定保健指導に係る費用決済について

(抜粋資料)

「平成 26 年 4 月 22 日付厚生労働省総務課医療費適正化対策推進室事務連絡」より

消費税率引上げ等に伴う特定保健指導費用の取扱いに関する Q&A (平成 26 年 4 月 22 日改定 2 版)

(P8)

2-2 平成 25 年度特定健診実施結果に基づく特定保健指導について、平成 26 年 4 月 1 日をまたいで実施した場合の当該指導費用の請求方法はどのように行うのか。
(設問「1-1 及び 1-3」のケース)

(P9)

2-3 平成 25 年度特定健診実施結果に基づく特定保健指導について、平成 26 年 4 月 1 日以降になってから実施した場合の請求方法はどのように行うのか。
(設問「1-2 及び 1-4」のケース)

(A)

消費税率 5%が適用される特定保健指導費用については、すべての保険者において平成 25 年度契約単価を用いて、現行の決済代行方法に基づいた請求を行う。

消費税率 8%が適用される特定保健指導費用については、平成 25 年度契約単価に消費税率 8%が適用された額を用いた決済代行を行うことになるが、その取扱いは保険者によって以下の通り異なる。

- ① 国民健康保険団体連合会を代行機関とする市町村国保及び国民健康保険組合については、消費税 5%が適用された平成 25 年度契約単価による請求を連合会へ行うこととなる。その後、消費税差額分の追加払いが行われる。

なお、上記①の市町村国保及び国民健康保険組合に係る決済代行事務取扱いに関して不明点が生じた場合には、都道府県国民健康保険団体連合会において照会対応を行うこととしている。

- ② 社会保険診療報酬支払基金を代行機関とする被用者保険……(略)

※補足説明(設問「1-1 及び 1-3」のケース、設問「1-2 及び 1-4」のケース)

1-1 及び 1-3 のケースは、動機づけ支援及び積極的支援で、初回が平成 25 年度実施、2 回目が平成 26 年度実施のケース。1-2 及び 1-4 のケースは、初回、2 回目が平成 26 年 4 月 1 日以降実施のケース。

覚書(例)

●●市(国保保険者(以下「甲」という。))と社団法人●●市(●●県)医師会(以下「乙」という。)とは、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、平成25年●月●日付をもって締結した平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書(以下「契約書」という。)について、次のとおり覚書を締結する。

記

(消費税法等改正に伴う委託料単価)

第1条 平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日以降に実施した場合の委託料については、別表の税法改正後の1人当たり委託料単価を適用する。

ただし、平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日をまたいで実施した場合(同年3月31日までに初回面接を実施)の委託料(初回面接分支払額に限る)は、原契約のとおり税法改正前の1人当たり委託料単価を適用する。

(消費税法等改正に伴う差額の支払い)

第2条 税法改正前の1人当たり委託料単価(消費税含む)と税法改正後の1人当たり単価(消費税含む)との差額の支払いは、税法改正前の1人当たり委託料単価(消費税含む)による委託料の支払いを行った後に行うものとする。

2 前項の差額の算出に際して小数点以下の端数が生ずる場合は、四捨五入により1円単位とする。

(支払日)

第3条 前条第1項の支払いは、契約書第6条第1項に基づく請求であって、平成26年4月から同年7月までの間に行われたものについては平成26年10月に、平成26年8月から9月までの間に行われたものについては平成26年12月に、平成26年10月から12月までの間に行われたものについては平成27年3月に、平成27年1月から平成27年3月に行われたものについては平成27年6月に、それぞれ行うものとする。

2 乙又は実施機関が、契約書第7条第3項の規定により再度請求を行った場合には、その請求を行った日を前項の請求が行われた日とする。

(有効期間)

第4条 この覚書は、平成26年4月1日から適用する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲・乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成26年●月●日

委託者(甲) ○○市

●●県●●市●●●1-1-1

市長 ● ● ● ●

受託者(乙) 社団法人●●市(●●県)医師会

●●県●●市●●●1-1-1

会長 ● ● ● ●

(別表)

区分		【税法改正前】 (消費税5%) 1人当たり委託 料単価(消費 税含む)	【税法改正後】 (消費税8%) 1人当たり委託 料単価(消費 税含む)	支払条件
特定 保健 指導 (*)	動機付け支援	●,●●●円	●,●●●円	・面接による支援終了後に左記金額から 徴収する自己負担額を差し引いた保険者 負担額の(A/10)を支払 残る(B/10)は実績評価終了後に支払
	積極的支援	●●,●●●円	●●,●●●円	・初回時の面接による支援終了後に左記 金額から徴収する自己負担分を差し引い た保険者負担額の(C/10)を支払 ・残る(D/10)は実績評価終了後に支払 (内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援 が(E/10)、実績評価が(F/10)) ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱 落等により終了した場合は、「(左記金額 －徴収する自己負担額)×継続的支援分 (E/10)」×(実施済ポイント数/契約ポイン ト数)」の金額を支払

*A+B=10 C+D=10 D=E+F

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

健診等機関番号：

様

支払額通知書（ 代行分 ）

（平成 年 月 受付分）

平成 年 月 日 作成
福岡県国民健康保険団体連合会

市

の依頼により、健診等費用について支払決定し、金融機関に送金しますので
通知いたします。

金融機関名	
支店名	
支払日	平成 年 月 日

支払金額（振込金額）	円
------------	---

覚 書

福岡県医師国民健康保険組合（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）は、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、平成25年4月1日付をもって締結した平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書（以下「契約書」という。）について、次のとおり覚書を締結する。

記

（消費税法等改正に伴う委託料単価）

第1条 平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日以降に実施した場合の委託料については、別表の税法改正後の1人当たり委託料単価を適用する。ただし、平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日をまたいで実施した場合（同年3月31日までに初回面接を実施）の委託料（初回面接分支払額に限る）は、原契約のとおり税法改正前の1人当たり委託料単価を適用する。

（消費税法等改正に伴う差額の支払い）

第2条 税法改正前の1人当たり委託料単価（消費税含む）と税法改正後の1人当たり単価（消費税含む）との差額の支払いは、税法改正前の1人当たり委託料単価（消費税含む）による委託料の支払いを行った後に行うものとする。

2 前項の差額の算出に際して小数点以下の端数が生ずる場合は、四捨五入により1円単位とする。

（支払日）

第3条 前条第1項の支払いは、契約書第6条第1項に基づく請求であって、平成26年4月から同年7月までの間に行われたものについては平成26年10月に、平成26年8月から9月までの間に行われたものについては平成26年12月に、平成26年10月から12月までの間に行われたものについては平成27年3月に、平成27年1月から平成27年3月までの間に行われたものについては平成27年6月に、それぞれ行うものとする。

2 乙又は実施機関が、契約書第7条第3項の規定により再度請求を行った場合には、その請求を行った日を前項の請求が行われた日とする。

(有効期間)

第4条 この覚書は、平成26年4月1日から適用する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲・乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

委託者（甲）

福岡県医師国民健康保険組合

福岡市博多区博多駅南2-9-30

理事長 松田 峻一良



受託者（乙）

公益社団法人福岡県医師会

福岡市博多区博多駅南2-9-30

会長 松田 峻一良

別表

区 分		【税法改正前】 (消費税5%) 1人当たり委託 料単価(消費税 含む)	【税法改正後】 (消費税8%) 1人当たり委託 料単価(消費税 含む)	支払条件
特定保健指導(※)	動機付け支援	10,815円	11,124円	面接による支援終了後に左記金額の8/10を支払い 残る2/10は実績評価終了後に支払い
	積極的支援	28,665円	29,484円	初回時の面接による支援終了後に左記金額の4/10を支払い 残る6/10(内訳としては3ヵ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払い 3ヵ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払い

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

覚 書

福岡県歯科医師国民健康保険組合（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）とは、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、平成25年4月1日付をもって締結した平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書（以下「契約書」という。）について、次のとおり覚書を締結する。

記

（消費税法等改正に伴う委託料単価）

第1条 平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日以降に実施した場合の委託料については、別表の税法改正後の1人当たり委託料単価を適用する。

ただし、平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日をまたいで実施した場合（同年3月31日までに初回面接を実施）の委託料（初回面接分支払額に限る）は、原契約のとおりの税法改正前の1人当たり委託料単価を適用する。

（消費税法等改正に伴う差額の支払い）

第2条 税法改正前の1人当たり委託料単価（消費税含む）と税法改正後の1人当たり単価（消費税含む）との差額の支払いは、税法改正前の1人当たり委託料単価（消費税含む）による委託料の支払いを行った後に行うものとする。

2 前項の差額の算出に際して小数点以下の端数が生ずる場合は、四捨五入により1円単位とする。

（支払日）

第3条 前条第1項の支払いは、契約書第6条第1項に基づく請求であって、平成26年4月から同年7月までの間に行われたものについては平成26年10月に、平成26年8月から9月までの間に行われたものについては平成26年12月に、平成26年10月から12月までの間に行われたものについては平成27年3月に、平成27年1月から平成27年3月に行われたものについては平成27年6月に、それぞれ行うものとする。

2 乙又は実施機関が、契約書第7条第3項の規定により再度請求を行った場合には、その請求を行った日を前項の請求が行われた日とする。

（有効期間）

第4条 この覚書は、平成26年4月1日から適用する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲・乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成26年 4月 1日

委託者（甲）

福岡県歯科医師国民健康保険組合

福岡市中央区大名1丁目12-43

理事長 長谷 宏 一

受託者（乙）

公益社団法人福岡県医師会

福岡市博多区博多駅南2-9-30

会 長 松 田 峻一良

(別表)

区分		【税法改正前】 (消費税5%) 1人当たり委託料 単価(消費税含む)	【税法改正後】 (消費税8%) 1人当たり委託料 単価(消費税含む)	支払条件
特定保健指導	動機付け支援	10,815円	11,124円	初回面接による支援終了後に左記金額から徴収する本人負担額を差し引いた甲負担額の80/100を支払 甲負担額の残り20/100は6ヶ月後の評価終了後に請求により支払
	積極的支援	28,665円	29,484円	初回面接による支援終了後に左記金額から徴収する本人負担額を差し引いた甲負担額の20/100を支払 甲負担額の残り80/100は6ヶ月後の評価終了後に支払(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が70/100、6ヶ月後の評価が10/100) 3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から本人負担額を差し引いた継続的支援分70/100に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

覚 書

福岡県薬剤師国民健康保険組合（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）とは、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、平成25年4月1日付をもって締結した平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書（以下「契約書」という。）について、次のとおり覚書を締結する。

記

（消費税法等改正に伴う委託料単価）

第1条 平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日以降に実施した場合の委託料については、別表の税法改正後の1人当たり委託料単価を適用する。

ただし、平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導を、平成26年4月1日をまたいで実施した場合（同年3月31日までに初回面接を実施）の委託料（初回面接分支払額に限る）は、原契約のとおり税法改正前の1人当たり委託料単価を適用する。

（消費税法等改正に伴う差額の支払い）

第2条 税法改正前の1人当たり委託料単価（消費税含む）と税法改正後の1人当たり単価（消費税含む）との差額の支払いは、税法改正前の1人当たり委託料単価（消費税含む）による委託料の支払いを行った後に行うものとする。

2 前項の差額の算出に際して小数点以下の端数が生ずる場合は、四捨五入により1円単位とする。

（支払日）

第3条 前条第1項の支払いは、契約書第6条第1項に基づく請求であって、平成26年4月から同年7月までの間に行われたものについては平成26年10月に、平成26年8月から9月までの間に行われたものについては平成26年12月に、平成26年10月から12月までの間に行われたものについては平成27年3月に、平成27年1月から平成27年3月に行われたものについては平成27年6月に、それぞれ行うものとする。

2 乙又は実施機関が、契約書第7条第3項の規定により再度請求を行った場合には、その請求を行った日を前項の請求が行われた日とする。

（有効期間）

第4条 この覚書は、平成26年4月1日から適用する。

この覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲・乙それぞれその1通を保有するものとする。

平成26年 4月 1日

委託者（甲）

福岡県薬剤師国民健康保険組合

福岡市博多区住吉2-20-15

理事長 藤野 哲朗



受託者（乙）

公益社団法人福岡県医師会

福岡市博多区博多駅南2-9-30

会長 松田 峻一良

(別表)

区分		【税法改正前】 (消費税5%) 1人当たり委託料 単価(消費税含む)	【税法改正後】 (消費税8%) 1人当たり委託料 単価(消費税含む)	支払条件
特定 保健 指導	動機付け支援	10,815円	11,124円	面接による支援終了後に 左記金額から初回時に全額 徴収する本人負担分を差し 引いた保険者負担額の8/10 を支払 残る2/10は実績評価終了 後に支払
	積極的支援	28,665円	29,484円	初回時の面接による支援 終了後に左記金額から初回 時に全額徴収する自己負担 額を差し引いた保険者負担 額の4/10を支払 残る6/10(内訳としては3 ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が1/10)は実 績評価終了後に支払 3ヶ月以上の継続的な支援 実施中に脱落等により終了 した場合は、左記金額から 初回時に全額徴収する自己 負担額を差し引いた保険者 負担額の5/10に実施済みポ イント数の割合を乗じた金 額を支払

※特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

覚 書

福岡県市町村職員共済組合（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）との間に、平成 25 年 4 月 1 日付けで締結した「平成 25 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書」について、平成 26 年 4 月 1 日に改正される消費税法等に則り、以下のとおり、特定保健指導委託料に関する覚書を締結する。

平成 25 年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導のうち、平成 26 年 4 月 1 日以降に実施した場合の委託料については、下記の税法改正後の委託料単価とする。

ただし、平成 25 年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導のうち、平成 26 年 4 月 1 日をまたいで実施した場合（同年 3 月 31 日までに初回面接実施）の初回面接終了後支払額は、原契約のとおり税法改正前単価を適用する。

記

委託料内訳書（消費税込）

区 分		【税法改正前】 （消費税 5%） 1人当たり委託料 単価（消費税含む。）	【税法改正後】 （消費税 8%） 1人当たり委託料 単価（消費税含む。）	支 払 条 件
特定保健指導	動機付け支援 ※2	10,815円	11,124円	面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払 残る 2/10 は実績評価終了後に支払
	積極的支援	28,665円	29,484円	初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 4/10 を支払 残る 6/10（内訳としては 3 ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10）は実績評価終了後に支払 3 ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※ 特定保健指導の定率自己負担額の算出または特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により 1 円単位とする。

※2 利用者に対し動機付け支援を実施し、6 ヶ月経過後に実績評価を行うに至った段階で、利用者が被保険者資格を喪失している場合であっても、保険者は保険者負担額の残り 2/10 の費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。ただし、実績評価前に利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡し、利用停止について双方が確認した場合は、この限りではない。

甲及び乙は、この内容を確認するために、本覚書を 2 通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 31 日

委託者（甲）

福岡県市町村職員共済組合 ほか 980 保険者 契約代表者
福岡県市町村職員共済組合 1（保険者番号 32400418）
福岡市博多区千代 4 丁目 1 番 27 号
理事長 井上 澄和

受託者（乙）

公益社団法人福岡県医師会
福岡県福岡市博多区博多駅南 2-9-30
会長 松田 峻一良